

久留米市野中生涯学習センター  
団体登録（WEB 利用申込み）のご案内

久留米市野中生涯学習センターは、市民の皆様が生涯にわたって学習する環境を整備し、生涯学習の振興及び普及を図るために市が設置した公共施設です。

当センターの利用団体（サークル）を対象に、団体の登録を受付けております。

ご希望の方は、当センター事務室に下記の要領で手続きをお願いします。

○登録要件

- ・継続的な生涯学習活動を行うことを目的として組織された団体であること
- ・構成員は5人以上であること
- ・市生涯学習センター条例及び野中生涯学習センターの管理及び運営に関する規則の各規定を順守する団体であること
- ・会社・学校・組合法人等、宗教団体・政治団体等は、一定の活動要件を満たせば、施設のご利用は可能ですが、団体登録をすることはできません。

○提出書類

| 必要書類    | 内容                                                            |
|---------|---------------------------------------------------------------|
| 団体登録申請書 | 団体名、代表者・連絡者の住所・氏名・電話番号、主な活動内容、年代別構成員数など。登録ID・パスワード（WEB 希望の場合） |
| 団体規約・会則 | 継続した組織であることがわかる規約・会則<br>※会則見本をご用意しています。                       |
| 申請者確認書類 | 申請者の本人確認のための運転免許証など                                           |

- ・登録事項に変更があった場合は、変更申請書の提出が必要です。
- ・WEB 利用に必要な ID・パスワードは、英数記号の小文字で4文字から8文字以内すべて同じ文字（1111、aaaa 等）は使用できません。
- ・WEB 利用に必要な ID・パスワードが、既に利用されている場合は、変更をお願いしています。
- ・次の場合、施設の利用、団体登録の抹消、WEB 利用の停止をする場合があります。
  - ▷市条例・規則の各規定に違反したとき
  - ▷申請された活動内容以外での利用が確認されたとき
  - ▷利用料金のお支払いなく無断でキャンセルされたとき
  - ▷不正に申込施設や ID・パスワードを第三者に使用させたとき

○利用申込み方法

| 種別   | 窓口 | 電話 | WEB      | 内容                                            |
|------|----|----|----------|-----------------------------------------------|
| 登録団体 | ○  | ○  | ○<br>希望者 | ・窓口で利用日の3か月前から申込みが可能<br>・電話・WEB での申込みが可能      |
| 一般団体 | ○  | ×  | ×        | ・窓口で利用日の2か月前から申込みが可能<br>・電話・WEB での申込みはできません   |
| 個人   | ○  | ×  | ×        | ・窓口で利用当日に空きがあれば申込みが可能<br>・電話・WEB での申込みはできません。 |

- ・窓口申込みは、申込み可能日の朝 9:00 から受付します。
- ・電話申込みは、申込み可能日の昼 13:00 から受付します。
- ・WEB 申込みは、申込み可能日の夜 24:00 から受付します。
- ・キャンセルについては、利用日前日までの申し出の場合、半額返金します。  
申込日当日（閉館中の WEB 申込みは翌開館日）の申し出に限り、窓口分は全額返金を、電話・WEB 分はその申込みが無かったものとします。
- ・Web 上でのキャンセルはできません。事務所へご連絡ください。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

指定管理者  
公益財団法人 久留米文化振興会理事長 様

(ふりがな) まるまるまるのかい  
□団体名 ○○○○○の会  
(ふりがな) のなか たろう  
□代表者氏名 野中 太郎

久留米市野中生涯学習センター団体登録（団体登録変更）申請書

下記のとおり、団体の登録（☒新規・☐登録変更）を申請します。

記

|                                        |                                          |                                     |           |           |           |           |           |     |   |
|----------------------------------------|------------------------------------------|-------------------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|---|
| □団体所在地                                 | 郵便番号                                     | 839-0862                            |           |           |           |           |           |     |   |
|                                        | 住 所                                      | 久留米市野中町 1075-2                      |           |           |           |           |           |     |   |
|                                        | 電話番号                                     | 0942-00-0000      090-0000-0000     |           |           |           |           |           |     |   |
| □活 動 内 容                               | ピアノ演奏・コーラス                               |                                     |           |           |           |           |           |     |   |
| □連 絡 先<br>※団体所在地と<br>同一の場合は<br>省略できます。 | 氏 名                                      | 野中 花子      ふりがな（のなかはなこ）             |           |           |           |           |           |     |   |
|                                        | 住 所                                      | （〒 - ） 同 上                          |           |           |           |           |           |     |   |
|                                        | 電話番号                                     | 同 上                                 |           |           |           |           |           |     |   |
| □会 員 構 成                               | 年齢                                       | ～19                                 | 20<br>～29 | 30<br>～39 | 40<br>～49 | 50<br>～59 | 60<br>～69 | 70～ | 計 |
|                                        | 男                                        |                                     |           | 3         |           |           |           |     |   |
|                                        | 女                                        |                                     |           | 2         |           |           |           |     |   |
|                                        | 計                                        |                                     |           | 5         |           |           |           |     |   |
| □WE B 登 録                              | <input checked="" type="checkbox"/> 希望する | 希望 I D      a   1   2   3   4   5   |           |           |           |           |           |     |   |
|                                        | <input type="checkbox"/> 希望しない           | 希望パスワード      a   1   2   3          |           |           |           |           |           |     |   |
|                                        |                                          | ※英数記号小文字の組合せ、4～8 字以内。1111、aaaa 等は不可 |           |           |           |           |           |     |   |
| 備 考                                    |                                          |                                     |           |           |           |           |           |     |   |
| 受 付                                    | 年 月 日                                    | 決 裁                                 | 係         | 副館長       | 館長        | 登 録 番 号   |           |     |   |
|                                        | 受理・不受理                                   |                                     |           |           |           |           |           |     |   |

# 【参考例】

## 〇〇〇〇〇会規則

（名称及び住所）

第1条 本会は〇〇〇〇〇会と称し、事務所を会長宅におく。

（目的）

第2条 本会は〇〇〇〇〇を主な目的とする。

（活動内容）

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) △△△△△を行う。
- (2) □□□□□を行う。

（会員）

第4条 本会は、会の目的に賛同する者で組織する。

- 2 入会、脱会を希望する場合には、その旨を会長に書面又は口頭で届け出て、受理された日から会員となり、又は会員でなくなる。

（会費）

第5条 本会の会費は、月〇〇円とし、毎月〇〇日までに納めるものとする。

- 2 会の運営に必要なときは、臨時に会費を徴収することができる。

（役員）

第6条 本会には次の役員をおく。

- (1) 会長1名 副会長2名 会計幹事1名
- (2) 会長は会を代表し、各種活動を総括する。
- (3) 副会長は会長不在のとき会長を代理する。
- (4) 会計幹事は本会の会計事務と、会員から付託された範囲での日常業務を行う。

（会則の改廃）

第7条 この会則の改正及び廃止は、会員総数の3分の2以上の同意を必要とする。

（その他）

第8条 この会則に定めのない事項は、その都度、役員が協議して決定する。

附則

- 1 この会則は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。